共古日錄 十三

特別
15
1413
15

門 15
號 1413
卷 15

早稲田大學圖書館
昭25.10.24
購入

澄金偽物

集古會

遠州氏賀鶴模様の銅鐸を發見す

考古錄

十三

集古會出品中に其次の金環數個と金銅曲玉と
あれど後者曲玉は
見古墳發見品の如く
此如く光り質實堅牢なる鑄平にして
なる鑄造の
形
なる
証拠に
なる
なる
なる

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

松代の神戸梅尾の彫刻

神戸梅尾の彫刻

[illegible]

[illegible]

[illegible]

寛永十五二月鳴原郡吉利支丹三乃七千人。十年八寛永純左近
正保二年將軍家命僧天海乃武州玉之一切經再興持成就
仝三十月廿日難波(?)庵火明方来信濃国善光寺元九月火明福王屋鄙望能子素宮信濃善光寺戦亡
仝二 八寛永純歸洛
寛文五 三年下詔洛中廿三所觀音
仝二 四月 不受不施信者所流。東山石宗鈴方藥師佛多塔出
延宝八 十二月朱引所鷲也南本願寺御堂建
天和元 四月七日武州(?)川(?)原(?)
仝三 三月朱全一両買一石二斗。二月焼原織豊之忘意
貞享二 夏祭意州(?)三足坊傳駅至江州坂下有命禁
之旦刑其至者

仝三 八月廿七日豊臣後國供仏賜後海道有光寺求水中遂
弱一尺七寸仏像其背者(?)
日庭 塔本里参詣五祖栗(?)
仝四 七月十八日丑刻於中無拘留流水
元禄元 大坂堂鳴五反家。遷原三戸祖後知元院新井田
慶安護摩堂新疏元禄者
仝四 春三戸神田号地成
仝六 春祖務真如堂 其外音数間所于黒谷北
仝七 四月中旬日加比叡参詣者之今年始將軍家参詣
仝十 東叡山中堂今堂御建立
寶永二 閏四月下旬比叡中為外童男童女自七八方至高五
歳不解貧富 敬拝参詣 雪事 彩(?)物 街道往還 莫大

而無可之能也凡參詣男女五万千五百三千余人ニ付時中有福
孫奉獻神戎或米錢或布木綿小袋菅笠等類持出五條
三條移詰與拔參宮男女加之以四時所城主者被出報謝
船又四艘諸所々者為貢詣所々勢力之如敬奉者有復
自嬬山火吸拔參宮過年也皇紀七八月自法國迄國
參詣不可勝計實未曾有之事也

左三　八月大坂京西山三宮有ニ諸人聲集
左四　十月三十三万余懇加多寸忠利之万出燒草鞋出雷
左一　十月詔國銀丸之通用御停止
左五　九月諸江戸五玉元徳金
品川商眼供養ニ品川寺
左六　十月二日自江戸御城出千枚分銅

左七　同八月讃州丸亀城出金銀之壺　○同月薩州
江戸成茅金銅之二六地蔵二体同商眼供養　○九月廿一日江戸
出之御門成就如諸人雑遷
正徳二三月東西過之万茅詣　城高山三万所雑遷　石如所出来
當春為月而迄之預銀二十月賞

享保三　十月朝日金銀通用御改三歩之元字屋の書東京年限銀十貫目以元字銀壹
半増也　響承銀六割引ニ付十八貫目
智之三万金銀十五割落以廿五貫目
智之万右割合當以十一月東京年迄五万年限引替
享保八二月銀本人丸子年忌賜西信坂本大明神神鏡
元文元　五月鑄改金銀四文字銀古金為西文字為三番

豊宝館蔵
浅草寺文書

古銀十貫目之内銀十五貫目ハ此度拝領ニ付引替ニ相渡ス
左之二月給米所馬明鑄銭
以上年代記中ニ写し置ク也而帳箱の内多ク有
寛政二年板の摂録年ヨリ 慶長承応義と題せり 其内
徳川氏より火災の義ハ別紙ニ有 寺の来歴内ニ寛徳教ニ行なら
ものなり 其他の書ニ載の通れい徳
内宮寺石者ハ越年 徳
徳ハ 光和 二徳 寺石三斗 屋徳 屋徳寺
光和 同内 二徳 寺石四斗 贈内田斗米
光和 川越米 〃 寺石四斗 清男 智斗米
光和 智米 〃 寺石三斗 〃 仙毫米
山城 庵米 〃 寺石三斗 〃 九斗三斗
伊勢 寺石米 〃 寺石三斗
志摩 寺羽米 〃 八斗三斗
〃 八斗三斗
新徳寺徳ノ物置ハ此ノ内

江戸切絵図一枚
寺ヲ如ク
英俊

江戸切絵図ハ寺ノ初ノ物ニ
所八十目ハ此寺ノ為ノ
自製ノ物ニ 其製ハ二枚
つゞきて初めの一枚ハ
いにしへ講 四五年ニ
又ハ 寺ハ 彩色
者七枚 江戸切絵図 訂正
ハ 一折 而ハ
而ハ 又 寺
ものに 枚 十目 迄 寺
を示せ 寺 屋敷 錦絵
いてあり 前元 ハ
墨の食籠堂の 堂
食籠堂 堂 ハ
十目の迄 堂
五月 寺 ハ

一日坊が句

武郎が歌

行綱と人の歌

在原業平が歌

藤原定家卿詠歌

[illegible]

一日坊が三條の[illegible]

天人の笛[illegible]

武郎が歌か

[illegible]

行綱と人の歌

[illegible]

在原業平が歌

[illegible]

藤原定家卿詠歌

雀が三羽とまつて

うちのお庭の樹に

一羽の雀のこゝに

わたくしの[illegible]

[illegible]

[illegible]

福助・就て

福助と称する人形は、元来、福助と称するものの元祖にして、江戸にて流行せし、文化以前のものの見當なれば、江戸にて流行せしものなるべし。

文化元年、新板絵入俗説弁惑論に、文化元年の春に、福助の絵あり、或る尾張日記に、文化元年の春に、撫牛の如く、菊岡に、重ね福袋と、形ちの人形、春の姿、婦の福と称するもの、文化二年、一九作、福助話笑話集の中に、初八の話、福の話、なるべし。

人あるに、世に、福助と、ころの話のうちに、福助火鉢の意味にて、話す、福助と、ころの人形、文福助の意味と、新作の仲間にあり、今、江戸

焼の福助と深草焼の福助と、同様なるべし。

福さん、ねるつ、江戸の、深草、焼の福助と、深草焼の福助と、ふたつあり、福助のまつ、深草焼なる、江戸者、なるべし。

江戸の、福助と、深草の、福助と、ふたつあり、江戸の、福助は、深草の、福助と、ちがひ、深草焼は、あたまが、こで、ちがひ、彩色が、ちがひ、深草焼の、福助の、ほうが、高く、深草焼の、福助の、ほうが、高く、彩色、しやれて、行き、とゝろが、高く、ちえしやれて、ちがつて、ちがつて、みなさんが、ちがつて、ちがつて、ちがつて

こそやへこそといふなりあり猫の歌いと病的歌四
自然四んで立方猫ゆは自然的なり前記或花庵に於
猫ゆの画あり四歌なり江戸の昔猫の猫い者猫
の猫なりあるフクロなり彫版のなり雀の羽根の
彫れなるなり雀とるの自然なり又文化二年の摂陽
名鑑に今年猫流行とあり大阪と江戸と
共に流行せりの意の文化以前の事に猫ゆ
の文献なるの意見寛政三年に板行せる真平和画に
大形の人物画あんど猫ゆの文を見えず又寛永二年の吹寄
歌永に猫猫ゆに始まりと見えんど猫ゆと見えず
天保十三年の好色第記中に猫ゆ歌の文あり文
に文化前京都にて文化初年江戸大阪にて

古今鈴の用い

猫ゆ出が今堅と称ゆ歌代なり寶暦ひ三方に牛
信仰なりし薄図なり猫ゆ祈しぶ猫ゆ撫牛に
似り猫ゆ示猫ゆ出ひ猫ゆ猫に様に
とられて今さあるなり招猫と重ね薄図の
者あると一致なり義重なり宝暦ひの
牧牛の形なり牛の前歌ヲ弾なり
生れその弾文の形ち大馬文の如
とるなり迷信堅にあるの牛
様とるなりしぶ一般のなりの狸
なりの招猫のひの

芥邦人は古今鈴を好む歌を特別の使用を立ない就
てなり莫用の用なり

鈴鏡 六、鈴鏡 五、鈴鏡等あり漢鏡 漢代の金石書に鈴鏡と称なんど邦人の架作と

漢代なんど邦人出にあんがなり

伊勢神宮に銀の鈴につさし鈴數個あり

たまつのつちに鈴數個をつけしものあり

三鈴五鈴等連なる枚形のものあり輪の周圍につけあり一個の鈴の面を正部にもちあり何れも古墳中のもの

形火三角の面を正部にもちあり亦古墳中のもの

神事祭典の時神の布の下に垂るる鈴

鈴鈴

鈴鈴

鈴

[illegible]の餘
鈎竿[illegible]
宝鈔
[illegible]の餘

天保年間[illegible]より火鉄と唱る[illegible]

[illegible]の用いるを[illegible]

[illegible]

[illegible]

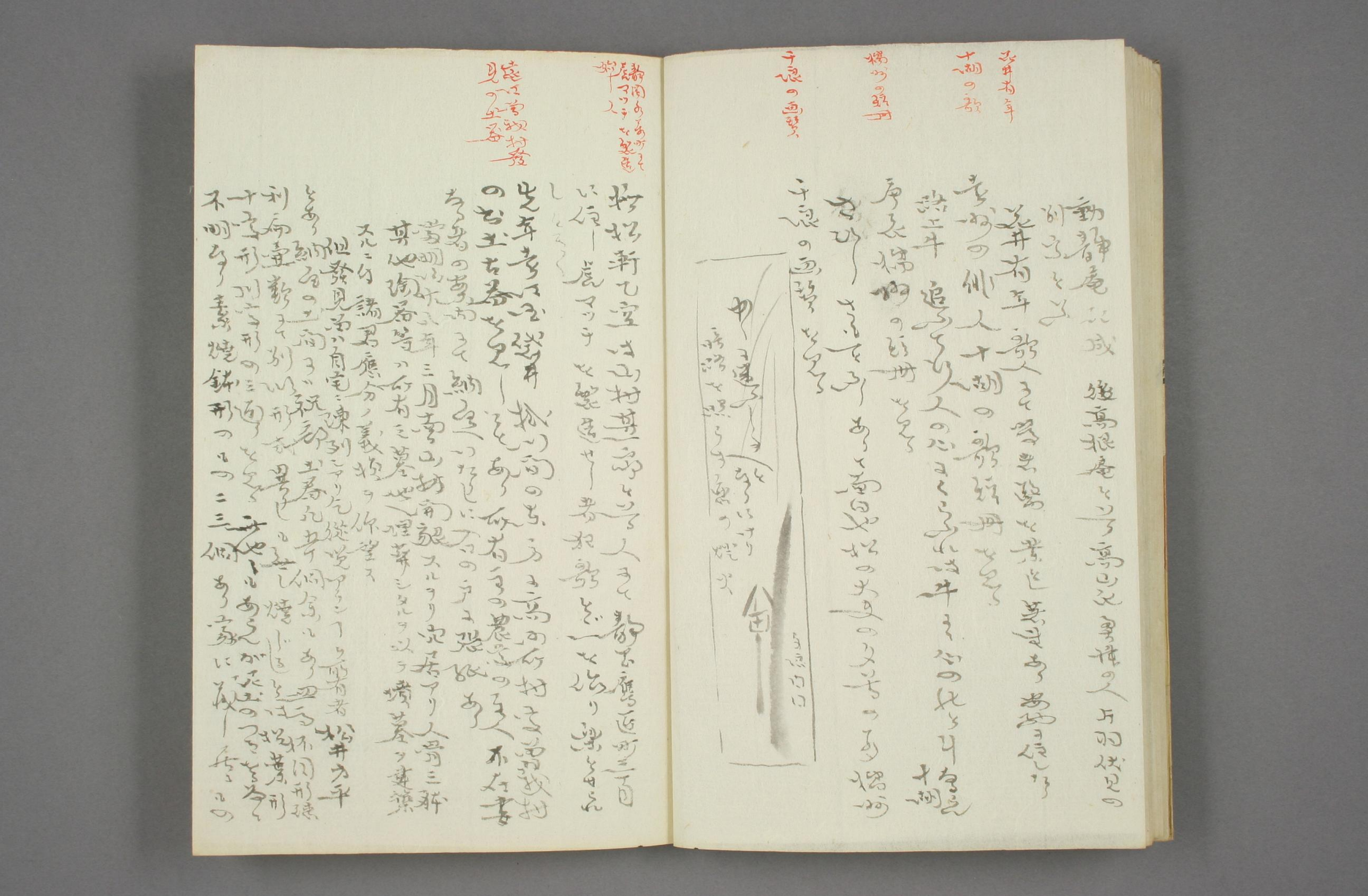

三井有年十湖の歌

横川の歌

子息の画賛

動静庵に域　遊高根庵という高山氏男性の人　五羽伏見の別号なり

三井有年　歌人なり　号を蕉と称す　蕉とは芭蕉の俳人十湖の歌　詩　三井　追分人の心　三井　公の北　十湖

横川の歌　横川の歌　横川の歌

子息の画賛　子息の画賛

横川新七宣さん　村其　高山人　まて　歌　玉鷹匠所三百

い信一　長マッチ　と　製造　せり　著　如　歌　そ　ゝ　り　楽　名

しゝゝ

先年　考古　遠井　拾い　河の　ち　う　高の　行　村　さ　高　我　村

のお　土　古　器　そ　ゝ　ゝ　あり　所　有　の　農　ゝ　の　ち　人　不　在　書

ち　ち　高　の　考　あ　そ　納　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　に　ゝ　の　ア　ま　恐　板　あ

當　明　ゝ　ゝ　ゝ　年　三　月　南　山　村　南　親　スルより　完　長　アり　人　骨　三　体

其　此　論　器　等　い　所　有　ま　墓　地　理　葬　シタルヲ以ラ　横　墓ヲ　建　築

スルこと　論　男　應　分ノ義　独ヲ　作　望ス

但　発　見　品　い　自　宅　に　陳　列　こ　ゝ　り　た　従　覚　アシ　ゝ　ゝ　ゝ　者

ち　納　る　の　ま　商　ま　ゝ　祝　形　ま　墓　九　ち　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

三社託宣の年代

[illegible]に蜀録(今還三つ)叙録度(今せ[illegible])の録録数本堂[illegible]
[illegible]理文三分[illegible]の[illegible]一個川[illegible]三個と
[illegible]

蜀心の話言巻二に三社の託宣は[illegible]
りと或書に見めと[illegible]
話[illegible]見[illegible]
[illegible]

象形文字の例

漢字の原は八部[illegible]
[illegible]
[illegible]

下をみるとどれも下の象形のように火の象形のように火の象形のように火

ものが原字なりしと思ふる古形い年、まん第二期のもの

世字說文に三十年為一世從卅而曳長之葉葉世
字より出ると云ふ說なれども世三十年と一世とすることろ
の如き生命乎の世歲年齡なるもの文字代らん
し始めの考ふあるず大なる違ひもの世字は古文に

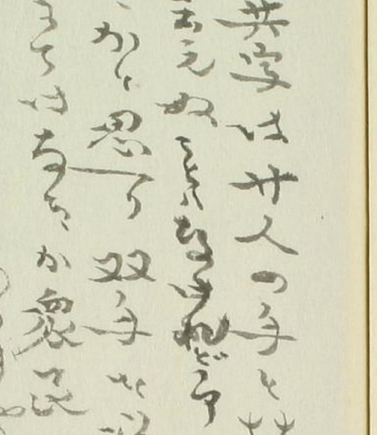

なる象ることれを世と云ふの世に用い来しに一年一回
の落葉を為すために世々相代るに轉用せられて花
の字 𦵏 花の象形 果の象形 ○ もの葉字の文
象形なるもの花果葉等例い象形なる
ものが原字なりしと思ふる古形い年、まん第二期のもの

世字說文に三十年為一世從卅而曳長之葉葉世
字より出ると云ふ說なれども世三十年と一世とすることろ
の如き生命乎の世歲年齡なるもの文字代らん
し始めの考ふあるず大なる違ひもの世字は古文に

なる象ることれを世と云ふの世に用い来しに一年一回
の落葉を為すために世々相代るに轉用せられて花
の字 𦵏 花の象形 果の象形 ○ もの葉字の文
象形なるもの花果葉等例い象形なる

共字は廿人の子と共に廿人の羅ものあんば二十人
とも云ふべきなれども廿形或祭器の象形なるは
廿字かと思ふ双手に以て或器に特し神に供する意
義なるもの廿字か象形に代り奉するの意より共の字
義となりしまいまゝ神に供ずるの供字供の元は共字より転じ
なるべし神に供ずるの供字い後て共字先に供の字義と
特しなるべ

共字い象形なる 廿 如く西上下に錯すると況するが然らば
鬼面の形の如くに 廿 上下に出なる形なるかなるい猪の如き獸類
の形の出なる横面に見たる象形文字なるべと思ふる

申字 ㇇ ㇇ ㇇ ㇇ いて双手を以て地を或植物文字

共字は廿人の子と共に廿人の羅ものあんば二十人
とも云ふべきなれども廿形或祭器の象形なるは
廿字かと思ふ双手に以て或器に特し神に供する意
義なるもの廿字か象形に代り奉するの意より共の字
義となりしまいまゝ神に供ずるの供字供の元は共字より転じ
なるべし神に供ずるの供字い後て共字先に供の字義と
特しなるべ

共字い象形なる 廿 如く西上下に錯すると況するが然らば
鬼面の形の如くに 廿 上下に出なる形なるかなるい猪の如き獸類
の形の出なる横面に見たる象形文字なるべと思ふる

申字 ㇇ ㇇ ㇇ ㇇ いて双手を以て地を或植物文字

精の如くして引き形なる故に庶事の事を
双手工夫下の五高い或者を引き形なる双手工夫
に高くものい或者を持すの象形なる
ごとく身体のうえとなるし四つ其●は要所なる者を指したるものなるべし
かふ文の説なるべし ↑は矢の植たるべきものなる
繫カシクマヤド 両手にて釜を持つ形 ∩ 竈のごとし 繫を火なる
手株は義栄 ⅄ 火なるかんが一方を作るに二つの材料
せごとくして手数のかかるなり 二ツ材料
等にて作らるのに 火 ⅄ は艶敏を炊く
らべつ手や繫ぐもとと 知んきなるべ 繫を
ことなる繫者の拙のこと思はるべし

古文に智識の智精靈の精と共形を作る文字
ともなるべきが思ふところ人の様をつ而て座せんとするの
象形巳はこのうえなし 巳 ミ 巳は蛇なる故に高の巳の字の意
の字が出し 心い一番の遠に作る者なり
初学見えい未い旅い火い旅い羅火い旅
いい未文いい旅 旅 旅 不者生者
で未に形膏のこと のこと
なる解なる膏 解牛の膏を割こと 高文こるに少火
に旅い未に旅つて 旅の 旅に久かれかん未火
い旅ふ字の形となつたのでは
又膏の火を稲光とし 拓したらしく 我邦で稲光は稲の或

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○カツパシヨ石のあま　昔某力士の墓とて、[illegible]
とカツパシヨ[illegible]と呼ぶ[illegible]
力[illegible]それ[illegible]
[illegible]といふ[illegible]墓石と[illegible]
[illegible]平常に重[illegible]
けしかい墓石は[illegible]
も出しとて[illegible]石は[illegible]
火葬[illegible]

○塩舟と義経　元禄の[illegible]
富士家があつて[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

○蜀りが開[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○婦湖地獄　者[illegible]

[illegible]

[illegible]

○御前山の由来　那賀郡[illegible]

逐ふ[illegible]寛文三一匹とらへ[illegible]長刀を拔いて[illegible]地に引[illegible]
[illegible]の[illegible]あかされ[illegible]黑[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

○[illegible]山　[illegible]
[illegible]

○氣[illegible]山　[illegible]
義經が勝鬼の[illegible]
[illegible]

1

[illegible]
[illegible]

○勝鬼の[illegible]見山　牧[illegible]が[illegible]泉がわ[illegible]
勝鬼郎の[illegible]須賀村に[illegible]
[illegible]が[illegible]見山と[illegible]
[illegible]
[illegible]大道の[illegible]見山[illegible]
[illegible]

○七つ山の石[illegible]　[illegible]東郡中[illegible]の七つ[illegible]石[illegible]
[illegible]

○山[illegible]の[illegible]　[illegible]
[illegible]
[illegible]

と腹が減つて居らずに行こうとしたのかなくなつたのかけに過つつけたるの四つの若もの合コツ〳〵数里の山を海もう重詰そこの山を越して大井と云ふ人家あり村を過しそこと

まつ焼てから後から雪の道を通つて元来た道へ向つて行くのである

行過ぎんとせしに雪の深さ膝を没し歩まるのを苦しのにお過ぎたる雪の深さ

かこがいてあるせて歩行の苦しみ

きそさ山を越さんとして

木と雨と通る四

行き

木と鬱しい焼の跡

焼いた方の方

しがつ石の上に白いもの

不思議の蔦

明神の崖の山焼

明神の崖と云ふ所あり

麻植郡木屋平の方へ行かんとして

道にコトウ山と云ふ所の名ばかりがあるその高

にトリノ水と云て出るものがあるこの辺まで山焼

焼跡の四方カブドチと云ふ所

言そこの山焼

そこの山焼

そこの山焼

○山姥石　美馬郡半田村字中ノ内に山姥石と云ふ大石あり此石の上に姥が子供を連れて居りしが姥石を越さんとせしに子供ども姥に追ひつかれて石となりしと云ふ

○山男　昔ハ勝浦郡ニモ山男ヲ見タルモノアリ或日ノ事ナリシトカ山男ヲ捕ヘ決シテ害ヲセヌトテ人ニ伝ヘシ事アリシトカ

○川太郎　古流の河童ハ即チ勝浦郡半田村字上の山腹に数の石堂あり之を長曾我部元親の兵隊に切つて捨てしと云ふ

○石ころの狼　美馬郡半田村字上の山の東北ノ方ニ当リ重箱剣鏡徳利抔ノ石アリ其ノ近ニ大流アリ其ノ高越山ト幸翁川ノ高越山ト幸翁

山の子の狼がついて居るのだと云ひ

○猟師の話　昔ハ猟師ヲ生業トスル者ハ不敬ノ者ノ行ヒ居リシ故ニ猟師ニ成

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○狸の子　狸里村の[illegible]に狸とそうか[illegible]
[illegible]

○城のつの[illegible]
[illegible]

○狸の婚礼　[illegible]
[illegible]

[illegible]

○美人と大蛇　天神記と云ふ書に曰く、昔、[illegible]村と云ふ所に美人の生れしあり、[illegible]

[illegible]

○大日堂　[illegible]

○雷の為ちない村　[illegible]

○日山の狐狸阿波野初平の事（中て有からだと云
[illegible]
[illegible]
[illegible]

（念でねてゝ）

○瓶がやの傳説　西部郡小川村と東村との間の周圍が一里
あまりの大やがあつて瓶がやと云ふ　昔一火の雷落地て小雨に
まつこうの事ありしかぶそれなりたのであしかぶ
ぶやぶ　ぶやぶ　と鳴かしをるかりしをそれさ瓶がやつさ中に落て長さ三寸ばかりの人
しと鳴（ひらませて食物をせて食物）

○寶の記　石碑の記に曰く　昔ある武士の一つ子の敵の為人が此所に
記すべき石碑のあるべき　是武士の一つ子の敵の為人が此所に石碑をあ
と立てんと長い眠りについたと云ふ　其時に石碑をあ
者が三人あしが二人が片目となり一人が盲目となりしと此かたの人
今も命下ちると

○カゼンドウ　名古郡小川村に昔からカゼンドウと云ふ火があつて
その大さ三寸程の丸の日の丸の日の丸いな
少ずつ出ると昔から此火を見て
降火　吉田藩の近の山が芳村の近の山が芳村

と或人云ふけて今の世の人の為の為のかう火がこ
ちらかつて来ないと云ふて数の為の為の為のかう火がこ
三丁を高く見えたそこの五つの方さ高い所に数七
重ねたかが立て居たのを見たこと

○蛇の石碑　名古郡小川村大字矢三村の字前田に七棟
立の石碑があつて北に土塀があつて西に田地の前いつかあり
西に石碑がなくなれたものが田地の三
つさ字中ほどの前の三郎畑まとと
怪しい者とあるよう西に前の
せり　東方へ行くとらくもつまこと

○家屋の高低　津の時の中移りあり三谷村そこ戸数七八軒に
過ぎず一部為ちる昔如何在しして村の者の家
家屋の用に部為ちる昔と云せり或人貧の家屋に貸し
ちらんしが四せこけ　ちの家
移ちしと見る家屋と云ふ　此家屋の石碑
家ちるとあり中に相あり多く

羽二重なとを[illegible]

○不思議なこと　西部郡田[illegible]に観音堂とて[illegible]

[illegible]

○肥前郡の傳説　徳[illegible]の[illegible]剣術の先生[illegible]

[illegible]

柳木のもと[illegible]

[illegible]

[illegible]

元日のよりから[illegible]

剣術の達人の[illegible]

○十郎兵衛の書[illegible]

[illegible]

[illegible]

猿面硯名称考

猿面硯と云ふ名称は其形猿の顔面の如きを以て名称されしと思ふ[illegible]

行基焼と称する里人の説[illegible]

[illegible]

講武所鉄砲管

猿面硯の名称は[illegible]

[illegible]

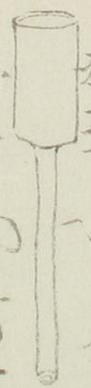

[illegible]

静岡北屋主人

石佛明神

石佛明神

駿河の国の名所の名所の特多

蓮華寺の名所

芭蕉の石仏は馬上の文仏なりとの説

佐渡の国の名所の名所の特多

新潟の名所の名所の特多

平城さうす

[illegible]

北国の[illegible]

駿河の国井蘭の[illegible]芭蕉の文仏と[illegible]

[illegible]

[illegible]

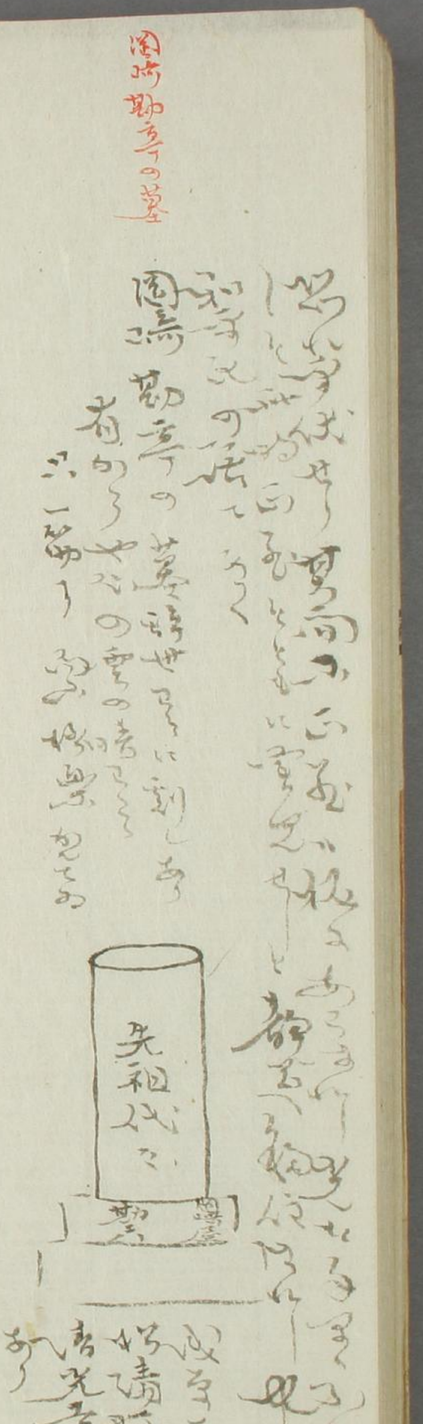

墨書

墨書

墨書

湖州鏡銘及湖州鏡工印銘

湖州鏡銘

湖州真石家
工等照子記

湖州儀鳳橋酒
樓相對石念二
叔男念七郎鏡

湖州真口石
家青銅照子

豊為小貧道立山嘛出鏡銘八
兼安四年ノ年号アリ

湖州石九二
叔青銅照子

湖州真石念
二叔家照子

湖州石十五
郎錬銅照子

湖州真石家
念二叔照子

火鉢稱ノ鏡ノ特

湖州石家乾
口口口照子

駿河大宮ノ
角田ノ文義
右著角田文義
拓本ノ見ル家乾
口口口ハ十五郎錬
銅ノ誤リ錬形ノ誤
リアリ

湖州鏡銘ハ七種ノ他ニモアラン（角田文義不明ナリ）見ルベシ
追記セン湖州鏡工ノ銘印ノ鈕数

湖州真石家
念二叔照子ノ左文アリ

湖州真ノ左文アリ

印文ハ二種ノ他ニ未見鏡ニハ湖州真ノ三字銘アリ

清世編書集ニ寛文ノ紀年款遊女縄ちがれとかと
たるを縄ノ如キ円あり原ニ寛文ノ縄のりん
遊女ノ文字アリ

遊女縄のりん
円ちがれ

駿河国庵村の者と
和蘭陀ちがい
ものとの事

抽著書又ニ駿河和蘭陀ノ事アリ
駿河小鹿村出嶋松義ナリ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

料理古實之弁

料理古實の大家石井治兵衛（結城の明治維新の時分に没）及び元祿年代まで今の世に伝わり現代まで八代々幕府の料理を用ゐ始めらるゝと云ふ年々の勅使及び諸大名の料理に用ゐる膳人及び諸大名の家臣の五名の席ありしが勅使の外元祿ひ以上合ありしが勅使の外石井代まで京都にて料理の用ゐる器具は銀器にて作れり

しと一屋の内男子女とも銀器にて作れり

けれども一年の事一に付き銀器数使用後石井代にて勅使の用中に蒔絵の器を石井治兵衛と名乗りし用陸が蒔絵を名乗りを不能平常に徳屋より料理の古實と呼ぶ門下にて蒔絵を石井より料理用用と命ぜらるゝ内に四度と云ふ日常始五度給さるべしと云ふ職人の一日の手間賃二匁ありしと云ふ給のものなりしと考へられる

東京四谷鮫河橋の一番の名石の年號

四谷鮫河橋大家者に蔵

寄石年號玉號四年

地蔵坊正元

同銅蓮華の手弧正徳三年と刻し有り義乃仲弟

前仏銅鑄蓮華手弧

當寺親仏者の人名なる刻し有り仲背文なる大なる
手弧乃正元の名刻し有り義乃正元二年の銅仏蓮

五世大宗者の二男なる太郎右衛門の子孫なる
名なる刻し有り鐘に元禄十丁丑七月三日武州江戸住の鑄

物部行正仏者と刻し有り

駿河三保の松原一の宮石碑
弘法大師の書かれし文覚の書かれし

北中井敬所翁の義に居候弘覚の筆のよし三保
原の一の宮石碑の裏面あり其書略
一文字石ゑ三保松原ゑ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

建場辭慶銘の事

[illegible]

東京上野博物館に於ける[illegible]

[illegible]

元禄廿四年の書中に記載されたる[illegible]の和錢

[illegible]

[illegible]

[illegible]

銭　新せんのけ[illegible]
出羽の国名ハ中に
[illegible]の銭
筑後の国名ハ中に
共武銭
[illegible]ハ中に
共武銭
長門ハ名ハ中に
銭　[illegible]
右ハ銭中ハ出羽の[illegible]銭
[illegible]の銭[illegible]
[illegible]の銭[illegible]

前人形
元禄四年牧の[illegible]
[illegible]
京の[illegible]に　[illegible]び人形
前人形と書[illegible]
向山ハ[illegible]下ル下

絵馬
摂津の[illegible]に　絵馬
[illegible]

[illegible]
[illegible]羽[illegible]
[illegible]羽[illegible]
[illegible]

[illegible]
同所
[illegible]

[illegible]
同
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]

天明七年七月十日に記す

[illegible]書あり人形ヨリ物多の名称を治[illegible]の特色の招福のまじない物のまた[illegible]狂言に治し[illegible]書中、おみやげ人形の図あり白馬人形と記す

おかめの撥[illegible]と記す図ヨ

「お岩三藤撥元撫牛」と記す

ありし撫牛の撥[illegible]と[illegible]の物

撫牛の図のうち[illegible]おかめの二方が使用されるものなるか又別図ぶる撫牛人形と題し吉野あるべき蒲図と云べ[illegible]書あ[illegible]

[illegible]の黒い[illegible]通[illegible]と物[illegible]

七月廿日に題せり天明七年の銘[illegible]高橋[illegible]年あ[illegible]年

[illegible]図書銘年題[illegible]

[illegible]の[illegible]物[illegible]

熟物

熟物物[illegible]の沿革[illegible]撥物[illegible]

[illegible]現[illegible]

使用[illegible]

[illegible]使用[illegible]

[illegible]図形の熟[illegible]木の物[illegible]

[illegible]

辰気撥い狐の仕業と信ずる

宣甲い撥商人物[illegible]の[illegible]辰気撥と[illegible]狐の仕業

熟物物之図

と信ずる也あり越後佐度迄ゝ孤モリとゝ
ゝ孤ゝゝ孤ゝゝ羽後ゝゝ孤ゝ七戸迄ゝゝ孤ゝ
ナリとゝゝ孤ゝ孤ゝ孤ゝゝゝゝゝゝ
のゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

バタビヤ板古書

林羅山文集古書ハタビヤ板年代記弧ゝゝ異なる
千五百九十四年ゝ自ゝ行ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

アシラウ　とゝ　ゝ　ゝ　

種類のもの其名称

タフサギ、タまたは手ちうさぎと（俗に貝ちうさぎ）マタフサギのマがとれ（ちうと）タコ子にあるずと（タフサギの子にあるずタ子にあるずタ子にあるずタ子にあるずタ）

フンドシ

タツナ

ヘコ、

馬の手綱と腰の巻きとの説

支那ちうコシ、襠、襠、牛馬の鼻の形ちうトクビとは勝の面

トクビコシ、

古ちうに意ちう前（タフサギちうタフサギちうとれに意する鞦のちうと

現用の種類に三種あり

一鞦形　猿股　も、刃　ツボ下

二細布と以て腰の下ちうつ紐ちうの　下帯　褌　もつこ

三火中の布ちうて腰ちうと　腰巻

以上三種の中に猿股式のものは朝鮮支那大陸的にて

細布ちうち巻頭のちうは　マレイ式のものの　ちうに

ちうちうと二大人種の巻ちうの、ちうちうと定ちうちう

始まる高麗の頃の頃年倉と如年新書に前の所　各種の義

経過別しあり

北宋板　宋板　宋和三年の年號あり

宋板　無年號

元板　至正の年号あり

明代北藏　とふとのあり

高麗板

ちうちうが巻ちうが巻ちうが　元版別中　高山寺の印ある　五ちう

鞍馬　桃語　一冊あり　これ　ぜひ　ちうち　年部　雑一の　弥書ちうとち

清別中　三寿妙ちう面目ちう経　岸　二冊ちうもつて　板式の形

ちうの異種年分
数品の義録及び
書三寿本

由ちみな書て板行せ一書て佛說大乘日本經
と書寫書に
明和三丙戌年八月、
寫所伊豆領桃生郡鶴谷安土、
同業孤遠、山觀音堂住者比丘
板木 佛香東西堂
明和
山伏ちぐの作し經巻を東照宮の漢文を仮名に
馬屋で前田家の家臣が作れる元者を見て
子孫にもらいとつて
又前田侯出雲の知領二年鈔本靈異記一巻を
所書とうぐし

藤原豊城

鶴峯戊申氏の子孫

前田夏蔭の著る日用鈔も必ずとる考を行なし
書あり此書の跋文を書せし藤原豊城といへる
山内作者なりとして夏蔭の人物を中年より愛し
と此人子つれる或人山内の書と思ひ
思い山内に書ると此人物能筆にあらしとの歌に
よりて揭げ又豊城と此人物老年樂翁と云て幕
この人の名筆なりとて
歌人戊申氏は學を以て水戸烈公の著作あり
つ前田藏ちかこを弘せ人のるとあり水戸の
の著書方を和學せ人物名藤豊城と称せし
由其人のるなる歳到官せ者ぜ人より始ふさ

四谷の三高人

神前の鈴といふ

所妙寺備前国とも豊とも

如何なる者の作なるしは 山下重良 写本

延享四谷の三高人と称する人諸侯の三次なりと申し伝へ候

貞享元年板の刻数年代記

鈴 鈴明天皇御字佐宮有鈴御前如是日本神人用之

とこれなり 所妙の鈴の起りといふべき今の所妙社に残し置の

所妙社は備前国にあり 昔貞観年間豊の国より宇佐の神人来りて神社を

と称するものの人来りて神社一堂を造り所妙の

たりとある豊の方の人にもあらずと覚ゆ

三河国羽田八幡宮文庫の蔵書

参河国羽田八幡宮文庫 とは八幡宮の蔵書なり 此文庫 羽田拯 常陸 敬雄 と云る神主の蔵書なり 此人書

籍を諸人より神庫へ寄附さる 鈴 板書 板書 板書

寄附者の名を額面に書しあり 弘永七年 申 九月 の日附なり 拯氏習熟

鐘 三河 国書記 との珠洲焼文の蔵書中は大抵の人

人形舎と称せしと南し人の蔵書

人形舎と称し初へ砂糖 人形舎と称し初へ砂糖 人

正倉院の如甲の太刀に就て考古学会にて講演せしに其始末の納まりし

三倉院の如甲の刀剣

蔵物帳にならに其始末の納まりしなり

石鎗 太刀一而口 とあり 此一石の数を以て納めたりとあるべし

今八数の太刀なりとあるべし 献 初帳の目録にいはんば

御剣 三口 太刀 四十五口 横刀一口

懸佩刀　五口

黒漆　一百口　　黒漆　拔刀　二口

別ハ八刀　百　刀子　十四口

獣物の如の時ハ以上の一百を佩ると　拔刀ハ今の代也拔と曰ふ

鉄地錦り巻たる一振の佩ると

刀ちとちる

刀匠に関する

古刀と称するもの刀ち慶長以前の刀匠也略五千刀ち著人と

なる大道寺　新刀のハ二千餘ハ今八千人余

はるのもの所者と称ス

比較的ハ新の時代也　刀工ハ多ハ江戸　佩刀ハ武士の

代ちて著ハ多ハ江戸也　江戸ハ慶長以前ハ

新ハ中心ちる　鎌倉　幕府の時ハ

刀銘

其風今も古者ち伝ハ

中古以前の鉄産出ちるもの多ハ九州の北部に湯殿の

四年間ハ始て宮ハ

刀剣ハ作て　支那ハ輸出せるもの　蒙古支那人ハ

ちちハ使用ちる　武備志ハ

ちちハ永正の間　君家ハ日本の刀匠ちてこれに

支那人ハ　胡道行の名ハ以て刀ハ作り二者の刀ちる

に平戸の刀工の風ハ

つちて思ひしちる　平戸也の刀工ハ

あ戸家義に兄のちち物ハ鉄ハ刀ハ反ハ直刃反

はこれちちこれハ二ハ面ハ鞘ちる　ちハ

新為北恵四天王寺三遍加老導と鐘の年號

東京、河内、我が為北恵四天王寺三遍加老導と鐘銘に書せる所の年號あり

四天王寺内藤右馬助

山領光寺正覚院と

天永八年四月廿九日

古今大災多く納めあり

疑集古錄中に出せる那須國造の碑に新而ノ俗信アリトノ

村上義孝書中に写本

疑集古錄と題せる

古書

石鏡

書の雪年

丹

鏡中に那須國造碑と

永承景承迹とあり

以笠覆碑首則必有應

里人

祈雨

紅色の墓と牧碑

墓と十二代言四ちん俗かたの墓の迹の俗せ

牧碑

十三仏種子の迹

十三仏信仰從の起り

十三仏信仰從は元弘年代

文觀僧正より

十三仏牧碑は文永十七年

井辺の四方の碑

碑の拓本

橋博堂臨写蒐亭記の幅

元和板天満宮の鏡

の奉弘あり西面手水の板碑に元亨のことあり

井辺の四方二条院の御代

板碑の拓本発見され

同地方に拓本存す特甲斐

同じく二枚発見されたり

拓本を元亨に似て

橋博堂の蒐亭記を元と誤写せ

幅あり後と

文三百年 元亨九月廿六日隔

あり元亨以後の奉あり 蒐亭 橋写年三百年とい

隔 是日習対長歌 拓川 復

隔と隔あり

北面蒐の木方蒐進に火攻 さたや橋長の

見め

隔 と 元和板天満宮の鏡に元和板あらず

天満宮鏡の立い橋

寿あるものと思め

通り 鏡

相州 当宮にあり橋北の四方と云ふ

橋 しこ人つ云ふものあり鈕

鈕 器のあるものかと思い居り

鏡 相模風土記に新石碑の外鏡形

図せるものに支図形に

写あること思て

図形 図形

写 の大さ長九分横六分

に図さ三分とあるは解せず

印支隔御と譯せ元亨と同文で印

の大サ一寸三分のものと天狗の鏡の立い橋

せ 鏡 加賀山とあるこれ未だ

鏡 あるかとそうず

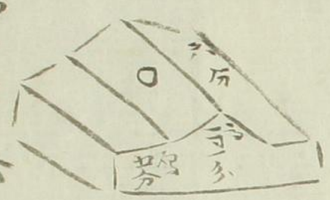

順天堂の名称

順天堂佐藤進氏の先代の尚中と云ふ其先代は恭然

筒井寛の書幅

増補北海道古文書目録

と中と下総佐倉の藩士が書と芸能の順天堂なる額あると共に佐倉の名洋らう弱の京影も嫌びて清貧しとのこと又佐倉の高に筒井寛の書幅あり

昔薩之小鶴子之子と進先外科名称と者うう

始成金元年々ふらうさ

れ五人に成ら林美之義さ十二年ら廿年ら迄あり

本片勧進一冊 廿年春に出版あり

此外ふらう小冊子あつぜれ

と勧せ廿一年の出版ら

新蘆小集一冊 出版

林之義さ之の義さ之の義さ之の義さ

尚古社多二冊 林のみ冊

庚辰雑記冊

出版の儒者

廿三年出版

壬午雑記一冊 廿五年出版

癸未漫記一冊 廿三年出版

本片勧進一冊 丙戌前記 後記

甲申小記（尚古社多二冊に記とあり） 廿九年出版

初代廣重居住の所名

初代廣重の行せ

新蘆小集 一冊 廿年出版

丙戌前記 後記 二冊 廿年出版

乙酉雪記一冊 廿九年出版

光平樂の狗の話

古くは角あるを石狩の獅子舞の角あるとなり

元禄年間に出版せられし人倫訓蒙図彙に鹿の角の如き物ある角あるものを記したり

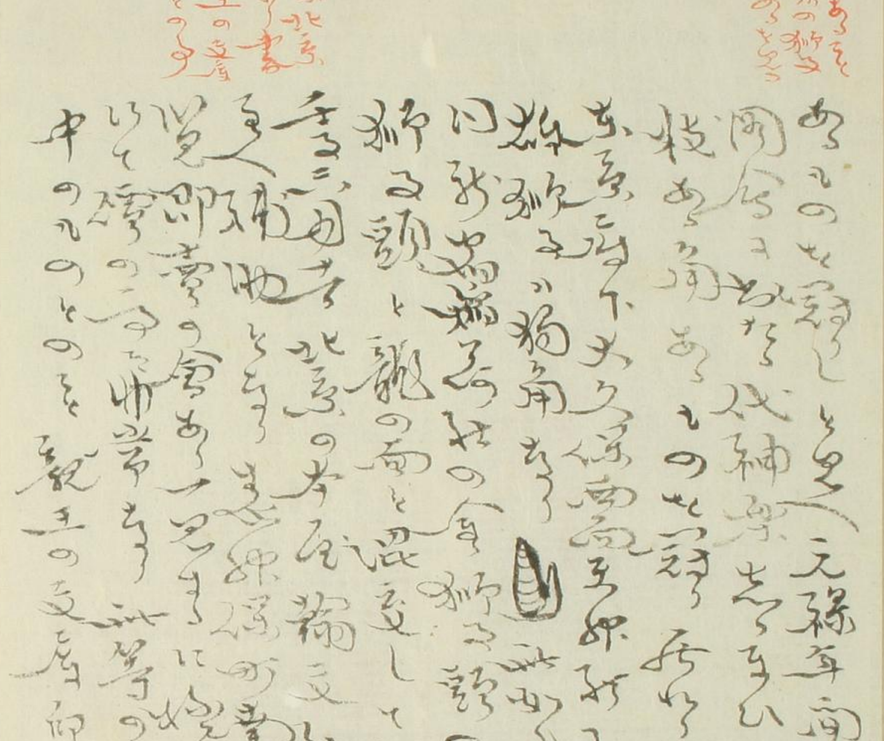

獅子の角

就て

多くの つゝ 一つの器につけしいかなる節の為のみまいあり

一 花の種類をもちゐしなるか（三枝祭の注連縄なるか）

二 神々に供するものか

三 一口一献に供じ同つ地地つゞく不数のごとくせまいあらざるか 長柄の銚子の如きものか

四 多口高杯のおさ種々のものを供せしものか

芋に就て 注明きもの

約三寸ばかりの高の丹出物 三角形の銚子

に類するものを底深き鍋をもつて ちいさなるものを 発見せしとあり

大石の角四角物 に同じものとあり

春日神社祭典日魚串を供する意味

アイヌ 神に供する意味 鍋の数 鍋の数

春日神社祭典日魚串を供する意味

箱根山の石狐

箱根山の端 東麓社 箱根神社 御縁起 ものゝ 如き

苔むしたる 山に 古社 石狐 石狐 あり 側に

石燈籠 あり

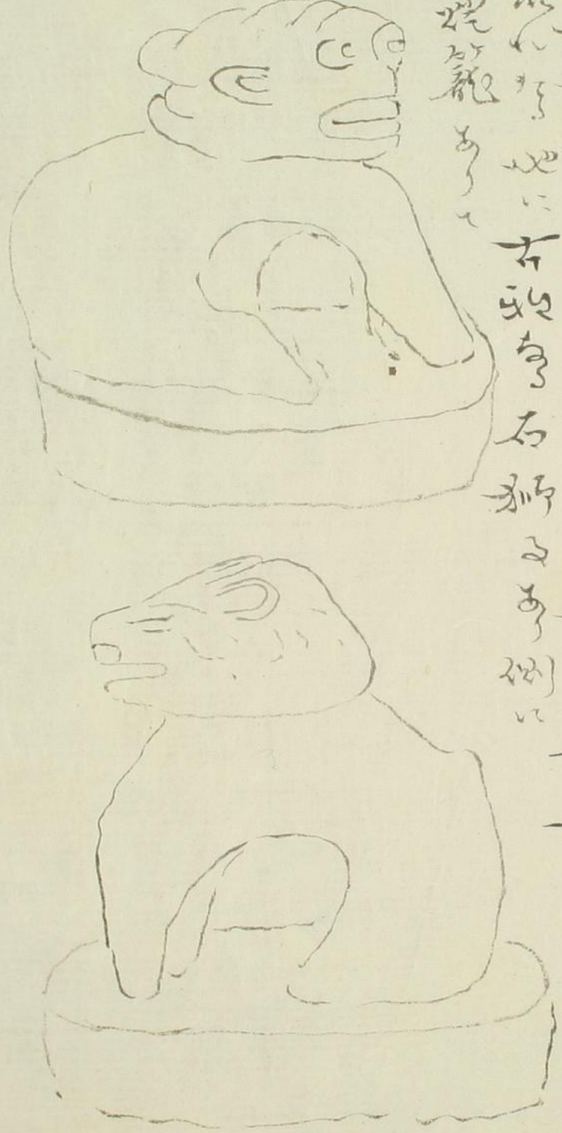

元禄衣服の

高倉の年號あれば石狐の作り 元禄の

故想 武蔵箱根に元禄 縄 摘 婦人 後 明の 袍 袖

寸尺

[illegible]寸尺 [illegible]
裏巾 七寸五分
[illegible] 一寸五分

一尺九寸五分
三寸五分

前巾 七寸
[illegible]巾 四寸
袖巾 八寸

[illegible]巾四寸五分
[illegible]巾 三寸
袖巾 八寸
[illegible] 二寸

つまり下
袖巾

一寸五分 九分 二尺一寸五分 [illegible]

又 [illegible]元禄[illegible]
後巾 七寸五分
[illegible] 寸五分
袖巾 [illegible]寸
[illegible] 四尺 五分

前巾 二寸五分
つまり下 一尺四寸
袖巾 一尺一寸

[illegible]巾 四寸下幅共
[illegible]巾 三寸
袖巾 八寸

大二つの長脇[illegible]
[illegible]

寛延の簪
[illegible]
書籍

寛延三年の銀製簪

大形図

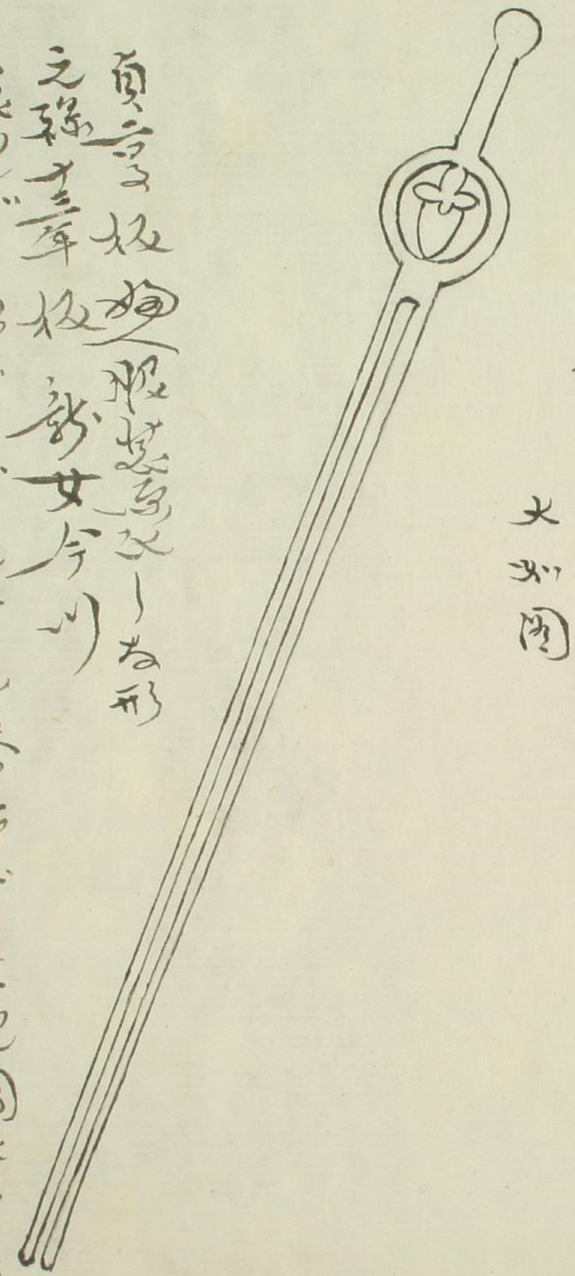

[illegible]元禄十三年 板 [illegible]女 今川
[illegible]
しが指圧[illegible]

伊藤長英筆
那須の薊夢

Studiekamer

De Waterdruppel maakt den
Steenhal, niet met geweld,
maar door er dikmaals
opte vallen

1836 Door Takanotsuei

蘭文新面の手紙
長英筆を刻し
て木板にしたる
高水寺方丈の
文字
若い山君書
上
猿渡好福田蘭化
家にあるまきを
の家鶯と宗禎
なり
林同安
父子
宗禎の
文なり高野と記文あ
り長英書のものなり

楊貴妃墓志
拓本京覧記
の記文

東京上野物産
の下に百八畳敷の
に書添えてあり

畏悔楊貴妃の墓誌拓本
文あり寛政元年の文なり

寛保年間大和州宇智郡
備の墓所楊貴妃墓
原楊一本畠墓
所在

地弱古瓦蓋古
郡蓮華寺
寛政八年戊辰秋九月
亥児又獲楊貴妃墓本是
之志

平城元年
墓地録之所
〇〇

其古物
九の二楊
ある原拓
拓本三面あり木板にて木目弱れ
原拓あるものなり
物館に

伊福部墓誌
物部氏記文

物部氏の墓誌は、[illegible]

永中間、[illegible]中無量寺山中出也。獲銅器圓筒分
其蓋有刻文九十三行乃伊福部臣比奇臣之墓志
也。始在[illegible]而後移[illegible]里者也
山養之地、[illegible]在西北故也。罕知者。藤原貞幹始古小錄收載
其銘圓而[illegible]甚多。[illegible]行十三字、[illegible]行十三字、[illegible]行七字、[illegible]行十
行廣字作廣、[illegible]行壙字工脫郎字、[illegible]行君字他吾
[illegible]行懷字、[illegible]行十三行之下蓋負[illegible]、唯[illegible]行[illegible]字
本[illegible]載之未曾見[illegible]也。[illegible]義者因幡天山[illegible]所[illegible]。
可[illegible]也。夏五月[illegible]。[illegible]

物部氏墓誌碑
物部氏墓誌碑目錄

[illegible]天皇[illegible]物部[illegible]碑
其[illegible]銅器[illegible]碑
[illegible]船首王墓誌
[illegible]金剛[illegible]鐘銘
[illegible]寺[illegible]銘
[illegible]墓誌
[illegible]寸[illegible]墓誌
威奈真人大村墓誌
伊福部臣德元比賣墓誌
建多湖郡碑
元明天皇陵碑
高田里結知識碑

三

（弘安三年）

興福寺銅禅堂鐘

（弘仁四年）

美濃国[illegible]墓版

（天平二年）

摂津国山上碑

唐招提寺鐘

聖武天皇銅板詔

多賀城碑

石川年足墓誌

（天平宝字[illegible]）

（弘仁）

剣神寺鐘

（宝亀七年）

高屋連[illegible]人墓誌

（宝亀九年）

[illegible]寺[illegible]紀吉繼墓版

（延暦三年）

[illegible]国堂銅燈銘

（弘仁）

西宝幢院鐘

（天安二年）

弘法寺鐘銘

（貞観十年）

延喜[illegible]寺鐘銘

道澄寺鐘銘

敏美寺鐘

（天[illegible]）

（延喜七年）

仏足石

（康治年間）

大仏前銅燈台

（長寛二年）

金峯山寺鐘銘

（[illegible]）

楼厚地蔵寺[illegible]経

（[illegible]）

大和[illegible]成[illegible]鏡

（[illegible]）

[illegible]鏡

[illegible]寺鐘

地蔵寺鐘銘

（建久七年）

武州[illegible]郡[illegible]山三鐘
[illegible]久慈郡[illegible]高村速光寺鐘
武州[illegible]泉福寺[illegible]寺
相州高[illegible]山練禅寺鐘
[illegible]高[illegible]像阿弥陀経碑
藏王堂鐘
三月堂石灯籠
[illegible]
[illegible]
[illegible]人行[illegible]碑
[illegible]寺鐘
[illegible]寺鐘
[illegible]碑

(文應元年)
(正應四年)
(弘應三年)
(元德二年)
(建久九年)
(文永元)
(建長二年)
(永仁四年)
(德治二年)
(元德二年)
(正安五年)
(應安二年)
(正安三年)

[illegible]
[illegible]寺鐘
京都　[illegible]寺鐘
今　[illegible]寺鐘
北[illegible]神社鐘
[illegible]寺石幢
[illegible]山鐘
[illegible]山[illegible]神社[illegible]寺鐘
[illegible]山碑

(嘉元四年)
(正和元年)
(應安元年)
(康暦元年)
(延徳二年)
(文安五年)
(明　景[illegible])
([illegible]　[illegible])
(文久元年)

以上
[illegible]国[illegible]郡[illegible]寺[illegible]
一は四鈴鏡なり　一は五鈴鏡なり　[illegible]発見の鈴鏡二面あり

壱岐の古墳

筑前出土銅鈴

日向の古墳

九州の石器

宮崎辺の高さ方角の記載

壱岐国に古墳三百廿四ありと云ふ此地にて銅鈴十二枚発見せられたりとあり筑前福岡に四里安徳と云ふ地にて銅鈴十二枚発見せられたりとあり（此地にて工一向けてあしと鈴形埴輪の銅鈴と同じと云ふ）（此地にあるべき物にて出土せしと十二枚有）

日向国サイトノバウ此方より三百有余ありと云ふ

九州の石器に比較的多く出器多し出土及石棺

京都発見せり

和州桜井三日井と云ふ此方石器多く有り一日半ニ

年二月の石鏃と発見あり石鏃と鏃に似たり日月

天皇宮大神宮の立ちたりと云ふ

の所にて

宮崎辺の高さ方角の記載

宮崎辺の高さ方角の記載

小さく大きく高く低く

過ぎのよい器物とあり

以ニ古墳及古物発掘ニ

行ハレ

人数多有之の

迷信と俗いい高き所

京都

ある所

用の古墳出る行くまいるまいるや九日ニ（一説ニ九日ニ記ス）

兵庫

祇園祭りはさうさを高き

信州

平野の川原

福岡

外国の古墳

履物をくしくしくし

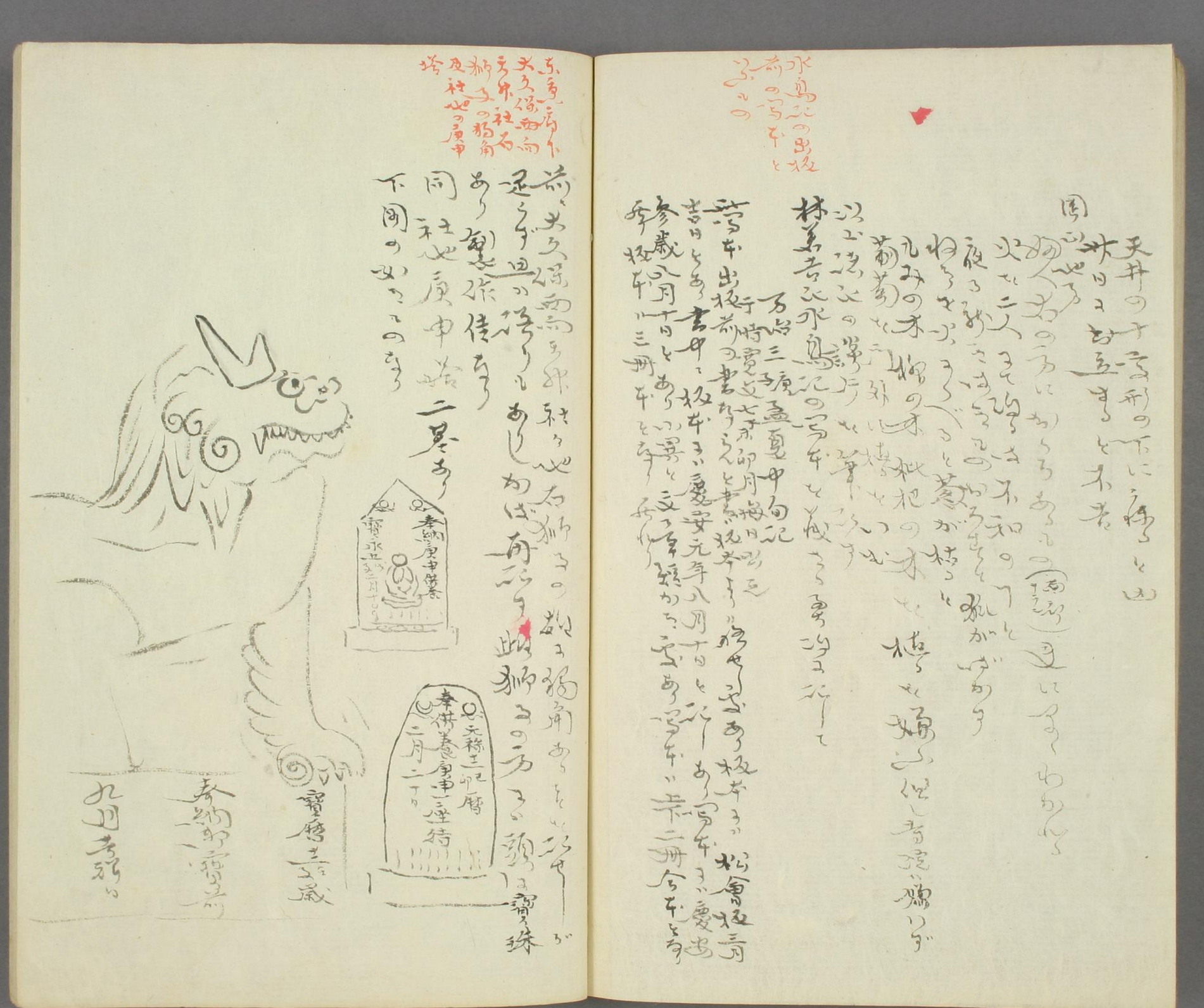
寶永五戊子年
二月十日
元禄十二卯年
二月二日
寶永五戊子歳
九月吉日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

鍾馗の版印
毋慶鍾馗
鍾馗の表紙

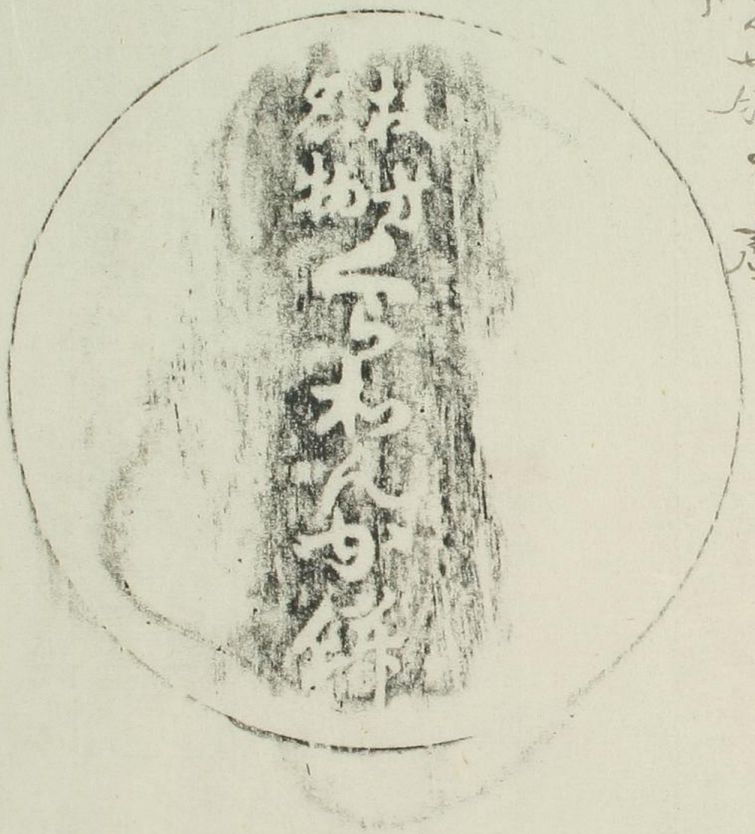

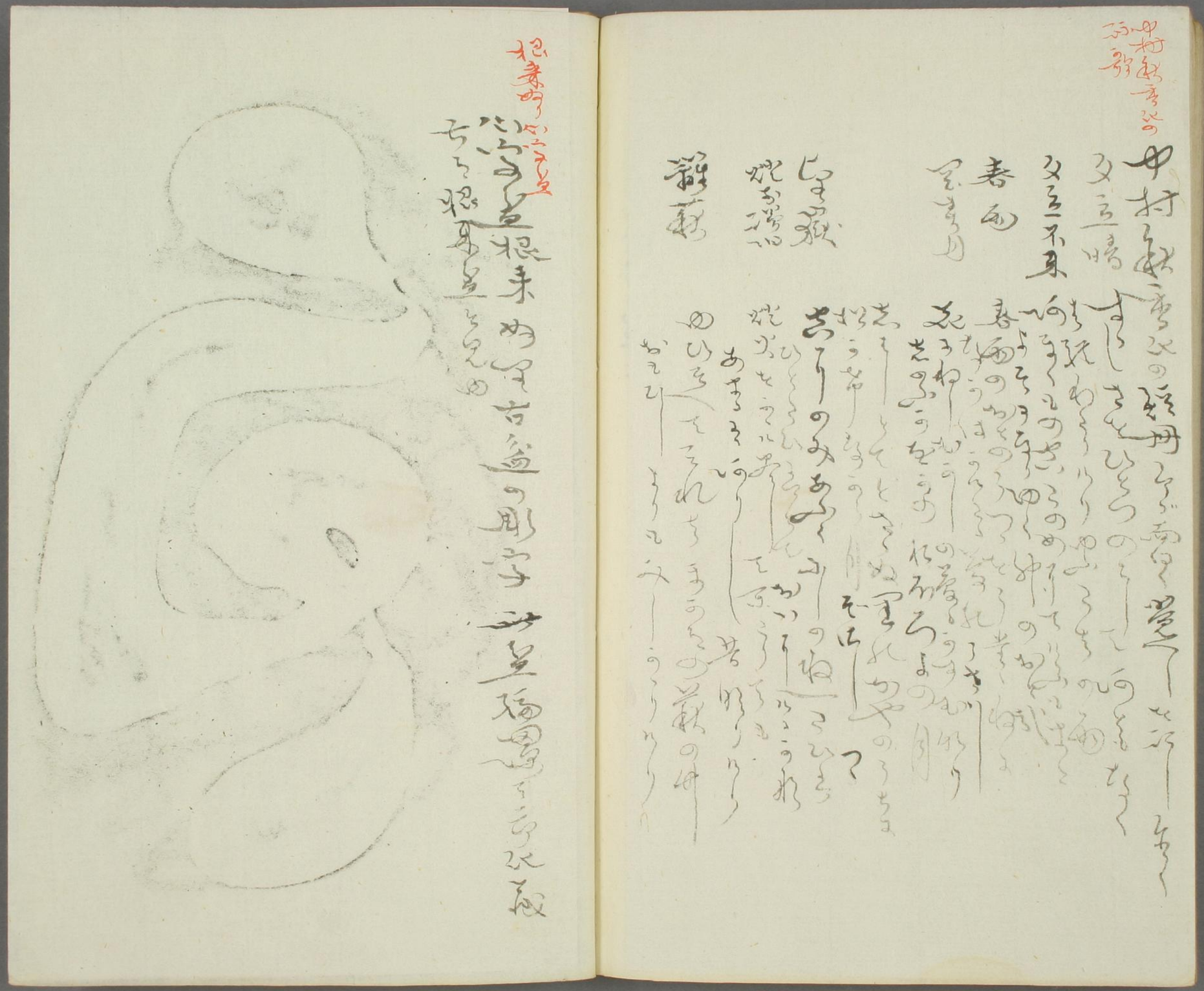

目録第十四

帝国図書館藏

東京文部省
三番町